

税の公平性を保つため

町税などの滞納処分を強化

平成21年度の町税収納額は7億1,699万円余りで、収納率は98.3%です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納めていただいているなかで、毎年約1.2%の滞納が積み重なり滞納総額は2,800万円余りとなっています。町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差押さえなどの滞納処分を実施し、強制的に税金を徴収しています。



— 滞納処分の流れ —

(町税などを納期限までに納付しない場合)

督促

納期限の翌日から20日以内に督促状を送付し、未納税分を納めていただくよう督促します。



催告

督促状を送付しても納付がない場合は催告書を送付したり、電話・訪問等を行い、納付を督促します。



財産調査

督促や催告を出したにもかかわらず、特別な事情もなく納付されないときは預貯金、給与、動産、不動産、取引先などへの財産調査を実施します。また、差押さえのため、居宅の捜索を行うこともあります。



財産差押さえ

財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押さえを行います。

差押財産の 公売・取立て



換価処分

差押えられた動産や不動産は公売で、金銭債権は取立てにより換価（換金）し滞納分へ充てます。

インターネット公売の活用

滞納処分のひとつとして、昨年よりインターネット公売を実施しています。これは、検索などにより町税滞納者から差押さえた物品をヤフーオークション(官公庁オークション)を利用して売却するシステムです。インターネットを通じて全国へ情報を提供することで、通常の公売より換価率(落札価格を見積価格で除した割合)が高くなるのが特徴です。

町では、これまでに9回実施し、189件79万円余りを税金に充てました。今後も継続して行い、収納に努めていきます。

行政サービスの制限

納税の公平性を確保するため、滞納者に対して「町営住宅の新規入居を制限」「国民健康保険証の有効期間短縮」などの制限を加えています。

納税は便利な口座振替制度をご利用ください

町税などの支払いは口座振替をご利用ください。口座振替は、一度申込みをしていただくと納め忘れることがなく、納付の手間も省け、ご自身が指定した口座から自動的に納税する便利な制度です。

役場または天売・焼尻各支所、取扱金融機関に備えてある口座振替依頼書を取扱金融機関の窓口へ提出してください。

取扱金融機関 北海道銀行羽幌支店・留萌信用金庫羽幌支店・羽幌郵便局

納税相談も随時受け付けています

税金は納期限内に納めるのが原則ですが、特別な事情により納期限までに納められないときは、財務課までご相談ください。

☎ 相談・お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256・257・258)